

工事費内訳書の添付について（試行）

平成29年4月1日
猪苗代町企画財務課

平成27年9月11日に公布された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第12条及び第13条に基づき、猪苗代町では平成29年4月1日以降の入札について下記のとおり「工事費内訳書」の添付を求めます。

- 1 見積りの根拠資料となる「工事費内訳書」の提出を義務付けますので、入札の際、入札書に添付し提出してください。
なお、「工事費内訳書」の添付は工事に限り、委託等の場合は不要です。
- 2 本町においては、入札の回数について再度入札を含めて原則3回としておりますが、「工事費内訳書」の添付は1回目に限ることとします。再度入札時（2回目、3回目）については提出を求めません。
- 3 「工事費内訳書」は別紙様式1の内容を満たすものであれば、独自に作成された様式を使用してもかまいません。
ただし、工種の区分については発注者の指示に従ってください。（※切抜設計で確認してください。）
- 4 提出された工事費内訳書は開札時確認します。
- 5 次に該当する入札参加者の入札行為は、無効の取り扱いとなりますので注意してください。
 - （1）未提出の場合
 - （2）未提出であると認められる場合
 - ・工事費内訳書の全部または一部が記載されていない場合（白紙の場合も含む）
 - ・入札説明書又は指名通知書に指示された事項を満たしていない場合